

公 告

令和8年(2026年)4月24日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	2-28
(2) 件 名	中島北雨水ポンプ場点検業務
(3) 履行場所	真庭市中島地内
(4) 履行期限	令和 8年 7月31日
(5) 業務概要	中島北雨水ポンプ場の河川ポンプ設備及び附帯する水門設備等の年点検及び管理運転点検
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(機器保守)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 5月18日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 5月11日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	上下水道課 【メール】jogesuido@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 5月18日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 5月18日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 5月18日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

中島北雨水ポンプ場点検業務仕様書

1. 概要

本業務は、河川ポンプ設備及び附帯する水門設備等の基本的な維持管理活動として、設備の機能を維持し信頼性を確保することを目的とし、年点検及び管理運転点検を実施するものである。業務実施にあたっては、関係する諸法令、基準等を遵守し、作業の安全確保並びに円滑な進捗に留意すること。

2. 対象施設

- ・ 施設名： 中島北雨水ポンプ場
- ・ 所在地： 真庭市中島 地内
- ・ 排水能力： $Q=120\text{m}^3/\text{min}$

3 対象機器

- ① 機器名 : 横軸水中軸流ポンプ
口径 : $\phi 1000\text{mm}$
吐出量 : $120\text{m}^3/\text{min}$
全揚程 : 3.7
台数 : 4台
メーカー : (株)石垣
- ② 機器名 : 自動除塵機
型式 : 連続式自動除塵機
台数 : 2台
メーカー : (株)石垣
- ③ 機器名 : 自動除塵機引上装置
型式 : ワイヤードラム式
台数 : 2台
メーカー : (株)石垣
- ④ 機器名 : 内水位計
型式 : 投げ込み式水位計
台数 : 2台
メーカー : JFEアドバンテック

- ⑤ 機器名 : 外水位計
 型式 : 電波式水位計
 台数 : 1台
 メーカー : 東京計器株式会社
- ⑥ 機器名 : 分水ゲート水位計
 型式 : 電波式水位計
 台数 : 1台
 メーカー : 東京計器株式会社

3. 点検内容

(1) 月点検

点検は、設備を外部からの目視点検及び簡易な給油等を行った後、機器の単独運転、総合操作等の管理運転による機能確認及び調整を行い、点検記録作成、及び不具合が発見された場合の処置立案までの一連の作業を行うものとする。

(2) 管理運転点検

点検は、主として管理運転による点検を行い、設備の運転機能の確認、運転を通じたシステム全体の故障発見、機能維持を目的に行い、点検記録作成、及び不具合が発見された場合の処置立案までの一連の作業を行うものとする。なお、管理運転点検は、主ポンプを負荷状態で運転し、設備全体の機能や状態の把握を行うのに十分な運転時間が確保出来る場合を標準とする。

(3) 点検スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月点検			○	○								
管理運転			○	○								

※6・7月のいずれかで、月点検及び管理運転を行うこと

4. 準拠基準等

実施にあたっては、次の基準等に準拠するものとする。

① 揚排水ポンプ設備

- ・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)(平成27年3月 国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課、水管理・国土保全局河川環境課)
- ・揚排水機場設備点検・整備指針(案)([同]交通省 大臣官房技術調査課、総合政策局公共事業企画調整課、水管理・国土保全局河川環境課)
- ・揚排水機場設備点検・整備指針(案)同解説((社)河川ポンプ施設技術協会)

② 水門設備

- ・河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)(平成27年3月 国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課、水管理・国土保全局河川環境課)
- ・ゲート点検・整備要領(案)((社)ダム・堰施設技術協会)

5. 点検項目及び報告書

① 月点検、管理運転点検

- ・本業務は、揚排水機場設備点検・整備指針（案）同解説による〔別表5〕点検・整備チェックシート及び河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）に記載された項目を対象として作成した別添の点検シートにより、点検を行うものとする。

③ その他

- ・機能確認及び保全の観点から点検項目に追加が必要と判断した場合監督員と協議すること。
- ・写真は点検項目毎に撮影し報告書と照合できるようにすること。
- ・報告書はA4版ファイル綴を1部提出すること。

6. その他

- ① 点検実施前に作業日を監督員に連絡すること。
- ② 点検に伴う機械設備等の運転操作を必要とする場合は、事前に監督員の承諾を受けること。なお、点検中の誤操作・誤動作防止に留意すること。
- ③ 点検に要する計測器および分解調整用の工具類は請負者の負担により準備すること。なお、備え付けの工具等については、監督員の承諾を得て使用できるものとする。その貸与および返納は、監督員の立会のうえで行い、返納時に工具および予備品の在庫状況を確認整理すること。
- ⑤ 報告書の提出に際しては、技術者が内容説明を行うこと。
- ⑥ 設計図書及び本特記仕様書に明示していない事項、及び業務遂行中疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、指示を受けること。
- ⑦ 本業務を管理統括する技術者は、その業務について十分な知識・技量を有する次のいずれかの者とする。
 - ・1級若しくは2級ポンプ施設管理技術者
 - ・技師（機械部門）
 - ・上記と同等の技量を有する者
- ⑧ 中島北雨水ポンプ場に設置された機械装置の点検にはメーカー独自の専門知識及び技術等が必要である。受託者は、過去3年間に当該設備同等の点検の実務経験があり、当該設備の設備内容に精通している者とする。